

共済事業のしおり

令和 3 年度事業案内

「民間社会福祉事業職員共済事業」は、
社会福祉施設で働く職員の福利増進を目的に、
退会共済金と慶弔見舞金の給付を行っています。

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

〒 020-0831 岩手県盛岡市三本柳 8 地割 1 番 3

TEL 019-601-7018 FAX 019-637-4255

ホームページ <http://www.iwate-shakyo.or.jp/>

事業の概要

1 会費

毎月の負担額：標準給与額※の1,000分の50(会員と事業主で折半)

標準給与額は加入時の本俸額で決定され、その後は年に1度改定されます。昇給等により会費が変動することがあります。(※標準給与額は県社協のホームページでご確認ください。)

2 退会共済金の給付

- ◆ 在会期間が1年未満の退職者・・・会員の会費納入額に相当する額
- ◆ 在会期間が1年以上の退職者・・・退職前1年間の標準給与額の平均×在会期間月数に応じた給付率※
<退会共済金の計算例>

加入・・・平成18年4月1日 退職・・・令和3年3月31日 在会期間・・・15年(給付率8.64)

令和2年4月から令和2年6月までの本俸月額200,000円(標準給与額203,000円)

令和2年7月から退職までの本俸月額205,000円(標準給与額208,000円)

計算式:(203,000円×3ヶ月+208,000円×9ヶ月)÷12=206,750円(a)、(a)×8.64=1,786,320円(b)

退会共済金支給額:(b)の100円未満を切り上げた額=1,786,400円

退会共済金の支給額に関するお問合せには回答しかねますので、ホームページの「退会共済金シミュレーション」をご参照ください。(※給付率は県社協のホームページでご確認ください。)

3 慶弔見舞金の給付

- ◆ 慶祝金・・・1万円
会員が結婚した場合、会員又は会員の配偶者が出産した場合
- ◆ 見舞金・・・1万円
会員が病気やけがのため1か月以上長期療養した場合(自宅療養を含む)、火災、水害又は台風などの災害によって、自宅が全半焼、全半壊、床上浸水等の被害に遭った場合
- ◆弔慰金・・・3万円
会員が死亡した場合

慶弔見舞金の申請期間は事由発生日から1年間です。

長期療養の場合は、療養開始から1か月を経過した日から1年間です。(療養期間中でも申請も可)
申請期間を過ぎた場合や、退職後(死亡退職は除く。)の申請はできません。

給付金の支給時期

毎月8日までに県社協で受理された申請に対する給付金は、その月の月末までに県社協から事業主へ送金されます。その後、事業主から会員(職員)に支給されます。

転職後の継続加入

退職日と転職後の採用日が1日も空かない場合は、「転出・転入届」を提出していただくことで継続することができます。退会共済金請求書が提出されている場合は、転職先で改めて加入することとなります。退会共済金請求を取り消すことはできません。

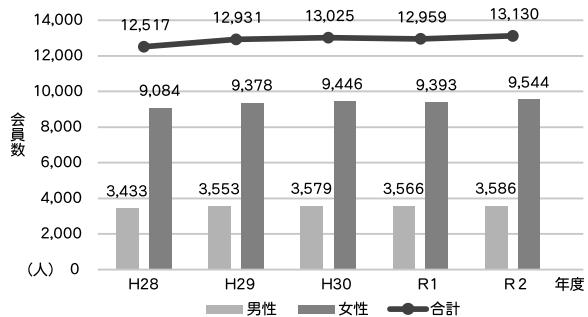
県共済事業の概要

令和3年3月31日現在

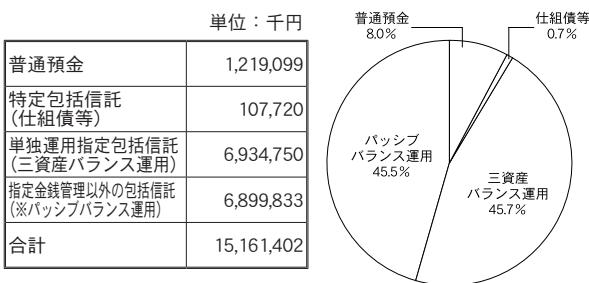
収支の状況

		単位：千円
収入の部	退職共済預り金収入	1,800,889
	償還金収入	3,180
	償還利子収入	75
	受取利息配当金収入	1
	合計	1,804,145
支出の部	退会共済預り金返還支出	1,525,670
	慶弔見舞金	7,390
	運営費	18,656
	積立額	252,429
	合計	1,804,145

加入者数

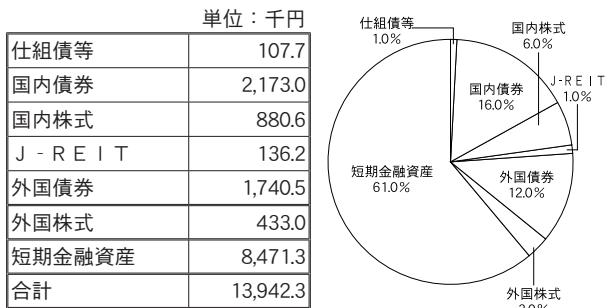


退職共済管理資産の内訳



包括信託の運用委託先：三菱UFJ信託銀行株式会社
※バランスバランス運用・・・令和3年度から運用を開始

外部委託運用資産の内訳

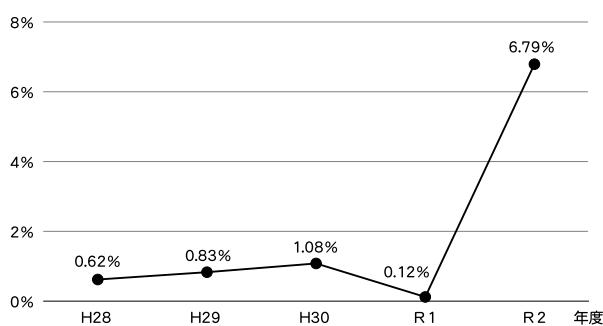


外部委託ファンド運用実績(単独運用指定包括信託)

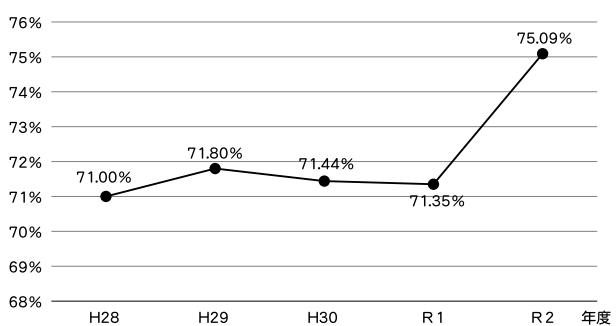
	簿価	組入比率	時価	組入比率	評価損益	損益率	実現損益	未収益増減 (対前期末)	評価損益 (対前期末)	総合損益
国債債券	2,186.0	32.6%	2,173.0	31.3%	-13.0	-0.6%	12.8	0.2	-23.3	-10.3
国内株式	773.4	11.5%	880.6	12.7%	107.2	13.9%	359.5	1.5	130.8	491.7
J - R E I T	125.8	1.9%	136.2	2.0%	10.4	8.3%	-41.2	0.0	81.8	40.6
外国債券	1,685.1	25.1%	1,740.5	25.1%	55.5	3.3%	-27.9	-7.5	-37.5	-72.9
外国株式	371.5	5.5%	433.0	6.2%	61.6	16.6%	289.7	-0.9	136.7	425.5
短期金融資産	1,571.5	23.4%	1,571.5	22.7%	0.0	0.0%	-1.2	0.0	0.0	-1.2
信託報酬	-		-		-		-36.6	-	-	-36.6
合 計	6,713.3	100.0%	6,934.8	100.0%	221.6	3.3%	555.0	-6.7	288.5	836.8

実現利回り	
実現損益	利回り
591.7	4.58%
総合利回り	
総合損益	利回り
873.5	6.77%
修正総合利回り	
利回り	6.79%

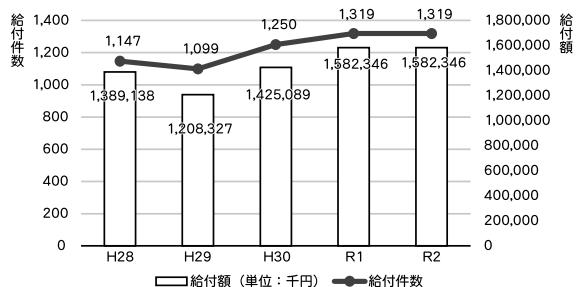
運用利回り



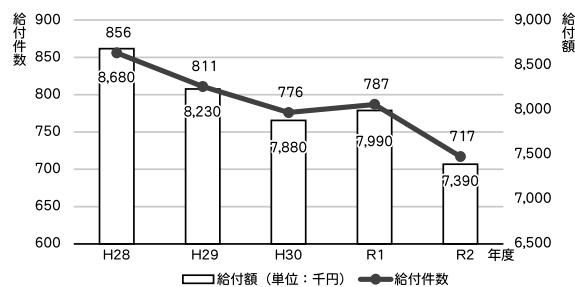
責任準備金率



退会共済金給付実績



慶弔見舞金給付実績



積立水準回復計画

共済事業の財政運営の健全化を図るため、共済事業運営委員会で検討を重ね、共済契約者(事業主)と会員(職員)の意向を聴取したうえで、共済事業規程に基づき会費引き上げを主な内容とする「積立水準回復計画」を策定し、平成27年4月から実施しています。計画の概要は次のとおりです。

1 会費の引き上げ

負担区分	平成27年6月分まで	平成27年7月分から
会員(会費)	1000分の25	1000分の28.75
事業主(事業主負担額)	1000分の25	1000分の28.75
合計	1000分の50	1000分の57.50

2 事業の見直し

- ◇ 平成27年4月から死亡弔慰金を次のとおり減額及び廃止しました。
 - 会員が死亡した場合の死亡弔慰金を減額
改正前：在会年数に応じて3万円から30万円 ⇒ 改正後：一律3万円
 - 会員の配偶者が死亡した場合の死亡弔慰金を廃止
- ◇ 平成28年3月31日をもって、健康管理助成金及び生活資金融資事業を廃止しました。

3 資産運用と経費の節減

- ◇ 資産運用
運用リスクをできる限り回避するため、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式、J-R-EIT及びキャッシュの各資産の組入比率を管理し、目標利回り(3%)の達成に努めます。
- ◇ 経費節減
運営事務費(人件費、事務諸経費)の節減に努めます。

4 計画の期間

金融機関が数理計算により算出した積立不足額を償却するまでの予定償却期間を計画期間とし、平成27年度から令和31年度までの35年間とします。

5 計画の定期検証

積立水準回復計画の実施状況は、毎年、年度末における責任準備金率と「金融機関による収支予測計算の結果」の積立比率を比較して検証します。

6 計画の変更

定期検証の結果、責任準備金率が回復しないと判断した場合は、会費及び事業主負担額を1000分の57.50から1000分の60に引き上げます。

また、積立不足額が解消した場合は、会費及び事業主負担額を1000分の50に戻します。